

登録基準

4 建築物飲料水水質検査業

業務の内容	建築物における飲料水について、水質基準に関する省令(平成4年厚生省令第69号)の表の下欄に掲げる方法により水質検査を行う事業
全事業に共通な登録基準	<ul style="list-style-type: none"> ・機械器具類は原則として、各営業所に常備されていること。 ・機械器具類は原則として所有しているものであること。但し、長期的恒常的に占有し、自由に使用できると認められるものはこの限りでない。 ・同一の者をもって、2以上の営業所又は2以上の事業の監督者とする事はできない。 ・同一営業所において2以上の事業の登録を受ける場合、同一の機械器具、同一の資格者をもって2以上の事業の登録要件とする事はできない。
物的要件 (省令第27条)	<p>(機械器具)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧蒸気滅菌器及び恒温器 ・フレイムレスー原子吸光光度計、誘導結合プラズマ発光分光分析装置又は誘導結合プラズマ質量分析装置 ・イオンクロマトグラフ ・乾燥器 ・全有機炭素定量装置 ・pH計 ・分光光度計又は光電光度計 ・ガスクロマトグラフー質量分析計 ・電子天びん又は化学天びん <p>経過措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行日(H24.10.1)において既存登録業者は、有効期間(6年間)は従前の例* ・施行日において登録申請中の者は、施行日から6年経過するまで(H30.10.1まで)に上記に適合 <p>*従前の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧蒸気滅菌器、乾熱滅菌器、乾燥器及びふ卵器 ・フレイムレスー原子吸光光度計又は誘導結合プラズマ発光分光分析装置 ・光電分光光度計又は光電光度計 ・ガスクロマトグラフ ・蒸留装置及び還流冷却装置 ・電子天びん又は化学天びん <p>(検査室)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 実験台、流し台、作業台、測定台及び薬品戸棚の配置が、水質検査実施者の作業にふさわしい配置となっていること。 2) 実験台等の上の機械器具の配置に余裕があり、使用しやすい配置となっていること。 3) ドラフトチャンバーが設置されていること。 4) 必要な換気扇、水栓、ガス栓及びコンセントが設けられていること。 5) 細菌学的検査を行う場所と理化学的検査を行う場所は区別されていることが望ましいこと。 6) 天びん台など必要な部分に防震装置が施されていること。 <p>備考</p> <p>水質検査室:平成14年3月26日健衛発第0326001号厚生労働省健康局生活衛生課長通知</p>

<p>人的要件 (省令第27条)</p>	<p>・水質検査実施者</p> <p>① 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において、理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者</p> <p>② 衛生検査技師又は臨床検査技師であって、1年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者</p> <p>③ 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において、生物学若しくは工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者</p> <p>④ 技術士法第2条に規定する技術士(衛生工学部門又は水道部門に限る。)</p>	<p>左記実施者の人的要件充足の条件項目を下記に再掲する。</p> <p>①・大学等の卒業証書又は卒業証明書 ・実務従事証明書</p> <p>②・衛生検査技師又は臨床検査技師の免状 ・実務従事証明書</p> <p>③・短期大学等の卒業証書又は卒業証明書 ・実務従事証明書</p> <p>④・技術士登録証</p> <p>①又は②又は③又は④が適</p>
<p>提出書類</p>	<p>①登録申請書(細則第3号様式)</p> <p>②機械器具の概要を記載した書面(様式5)及び機械器具の写真</p> <p>③検査室の設置場所を示す図面並びに構造及び機械器具の配置を明らかにする図面</p> <p>④水質検査実施者の氏名を記載した書面(様式6)及びその者が資格者であることを証する書類</p> <p>⑤水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理方法を記載した書面(様式8-4)</p> <p>⑥営業所の案内図及び配置平面図</p> <p>⑦営利法人以外の法人、協同組合等にあつては、定款又は寄付行為の写し</p> <p>⑧登録手数料(35,000円分の山梨県収入証紙)</p>	

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

印

〔 法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

登録申請書

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 登録区分
- 2 営業所の所在地及び名称
- 3 営業所の責任者の氏名
- 4 事業年度(年 月 日から 年 月 日まで)

様式5

設 備 ・ 機 器 名 簿

年 月 日現在

名 称	型 式	数 量	性 能	所有・借入の別	購入年月日

様式6

監督者等名簿

年 月 日現在

監督者、実施者等の別	氏名	業務範囲	経験年数	資格の種別	資格取得年月日
(注1)		(注2)		(注3)	

(注1) 清掃業の場合は清掃作業監督者、空気環境測定業の場合は空気環境測定実施者、空気調和用ダクト清掃業の場合はダクト清掃作業監督者、飲料水水質検査業の場合は水質検査実施者、飲料水貯水槽清掃業の場合は貯水槽清掃作業監督者、排水管清掃業の場合は排水管清掃作業監督者、ねずみ昆虫等防除業の場合はねずみ昆虫防除作業監督者、環境衛生総合管理業の場合は統括管理者、清掃作業監督者、空調給排水管理監督者及び空気環境測定実施者について記入する。

(注2) 監督者等が複数いる場合には、それぞれの業務分担を記入する。

(注3) ○○講習会修了、建築物環境衛生管理技術者免状保有者等と記入する。

作業実施方法等

年 月 日現在

作業班 (注1) の編成		作業班	監督者等	使用する機械器具
作業 手 順 (注1)	水質検査 の方法 (注2)			
	準試薬及び 管物質の保 方法の標			
	検査室の整 理・清掃の 方法及び管 責任者の名			
	機械器具の 点検及び保 管方法の録			

(裏面)

作業実施方法等

作業手順 (注1)	測定結果 報告作成 の 手順	
	測定結果の 保存方法及 び保存責任 者の氏名	
	業務を委託する際の手 順及び委託した業務の 実施状況の把握方法 (注1)	
	苦情及び緊急の連絡 に対する体制(注1)	

(注1) 記載しきれない場合は、別紙により記載すること。

(注2) 試料の採水及び保存に関する事項も記載すること。